

# 協働のまちづくりを目指して 和寒町自治基本条例

## 概 要 版



「和寒町自治基本条例」が平成22年4月1日からスタートします。  
この条例は、町民が主体となった自治（住民自治）を実現するため、町の主権者である「町民」、町民の代表機関である「町議会」、町政の執行機関である「町」が、まちづくりのためにどのような役割を担うのか、どんな責任があるのか定めています。

この条例の施行を契機に、より豊かで活力ある自立した和寒町になることを目指し、町民一人ひとりがお互いに支えあい、理解しあいながらまちづくりを進めていきます。

## 和 寒 町

## 自治基本条例のQ & A

### Q1 自治基本条例って何？

自治基本条例とは、わたしたちが暮らす和寒町をより快適に安心して生活できるように、まちづくりを進めていく上で基本となるルールを定めるものです。

まちづくりの基本は、町民一人ひとりが、自治の主体として積極的にまちづくりの活動に参加することですが、まちづくりを全体で進めていくには、参加しやすくなるような制度が必要です。このため、自治基本条例には、まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・町それぞれの役割のほか、町民が参加する仕組みや町政運営の基本的な仕組みなどを定めています。

### Q2 どうして自治基本条例が必要な？

地方分権の推進により、国と地方は対等の関係となり、地方自治体の役割と責任が増えました。「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちで責任を持って決めていく」ことが求められています。(自己決定・自己責任)

どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのか明らかにし、そのためのルールを条例という形できちんと定めておく必要があります。

こうした時代の変化に対応し、自己決定と自己責任に基づく自治体運営を進めていくために自治基本条例の制定が必要とされています。

### Q3 条例ができると何が変わるの？

自治基本条例は、まちづくりに関する「理念・制度・原則」などを定めたもので、条例ができたからといって、町民皆さんの日常生活が目に見えて変化するわけではありません。

この条例に基づき、町民・議会・町それぞれが役割と責任を理解しあい、ともに考え行動することができるようになることで、結果として町民主体の公正で民主的な町政運営が行われるようになります。

この条例は制定すればそれでよいというものではなく、自治を推進するための「道具」として、町民皆さんに使われて初めて効果が生まれてくるものです。

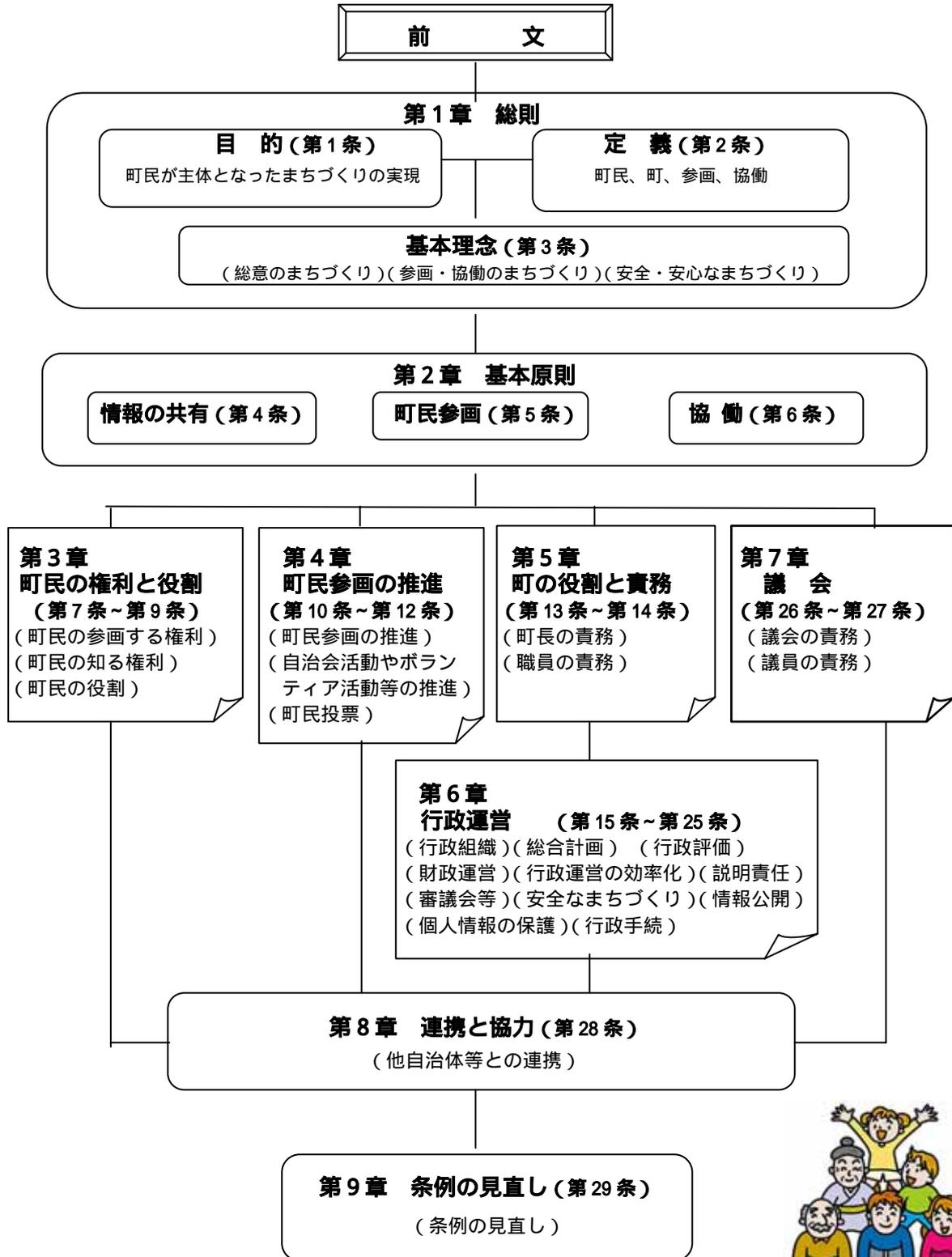
以下のような事項が効果として考えられます。

町がどのような制度や原則で運営しているか、町民・議会・町が共通認識を持つことができます。  
町政運営の制度が分かりやすくなり、町政への参加・監視・点検として活用でき、行政活動の質を高めることができます。  
将来にわたり町民が主役となった自治を進めていくことがあらためて明確になります。



# 和寒町自治基本条例の構造図

和寒町自治基本条例は、前文と全 9 章、29 条の条文で構成しています。



# 和寒町自治基本条例の概要

## 前 文

条例制定にあたり、和寒町の歴史的背景やめざす姿について明らかにし、この条例が町民主体の自治を確立するための基本事項を定めた、和寒町の最高規範として制定することが述べられています。

## 第1章 総則（第1条～第3条）

条例制定の目的や用語の定義、条例の目的を達成するための基本理念を定めています。

### 第1条 目的

自治の理念を明らかにし、まちづくりに関する基本事項を定め、町民が主体となった活力ある自治の実現を図ることを目的としています。

### 第2条 定義

条例で使われる重要な用語「町民」「町」「参画」「協働」について、共通認識のため定義しています。

### 第3条 基本理念

私たち（町民・議会・町）が、まちづくりを進めるときに共有すべき基本的な考え方を基本理念として定めています。

総意によるまちづくり

一人一人の参画と協働によるまちづくり

健康で豊かな心を育み、安全・安心のまちづくり

## 第2章 基本原則（第4条～第6条）

目的の達成や基本理念に基づくまちづくりを進めるために、私たちが守ることが必要な3つの基本原則について定めています。

第4条 情報の共有 まちづくりに関する情報は、お互いに共有します。

第5条 町民参画 まちづくりは、町民一人ひとりの参画により進めていきます。

第6条 協働 それぞれの役割と責任に基づく自主性を尊重し、お互いに協力し、補いながら、協働によりまちづくりを進めます。



「参画」とは：町の政策や事業の計画などまちづくりの過程に町民が主体的にかかわることをいいます。

「協働」とは：対等な立場でそれぞれの役割と責任を担いながら協力しあうことをいいます。

### 第3章 町民の権利と役割（第7条～第9条）

まちづくりの主体である町民の持つ権利と果たすべき役割について定めています。

#### 第7条 町民の参画する権利

まちづくりの主体として、等しくまちづくりに参画する権利を有します。

#### 第8条 町民の知る権利

町が保有するまちづくりに関する情報を受け、また自ら取得する権利を有します。

#### 第9条 町民の役割

一人ひとりが役割を自覚し、お互いに意見を理解し尊重しあい、責任ある行動をとり、活力ある地域社会づくりに努めます。



### 第4章 町民参画の推進（第10条～第12条）

まちづくりの主体である町民の町政への参画について定めています。

#### 第10条 町民参画の推進

- ・町は町民が参画できる機会の拡充に努め、その体制づくりを整えます。
- ・それぞれの事案にあった参画方法を選択し、町民にお知らせし実施します。

たとえば、町民アンケートによる意見の聴取や、公聴会、パブリックコメントなど様々な参画方法があります。

パブリックコメントとは、重要な計画や条例を立案するときに、素案の段階でその内容を公表し、町民から意見を受ける手続きをいいます。



#### 第11条 自治会活動やボランティア活動等の推進

- ・町民は、暮らしやすい地域社会を築くため、自治活動やボランティア活動などを自由に形成し、積極的に参加するよう努めます。
- ・町は、それらの活動を尊重し、その活動に関する施策を進めます。

#### 第12条 町民投票

- ・町政の重要な課題を対象に、町民が投票によりその意思を直接表明する「町民投票」を実施することができます。
- ・町と議会はその結果を尊重します。

## 第5章 町の役割と責務（第13条～第14条）

町の代表者である町長及び町職員が守るべき役割と責務について定めています。

### 第13条 町長の責務

町政の最高責任者として町民の信託に応え、この条例を守り、公正かつ誠実にまちづくりの推進に努めます。

### 第14条 職員の責務

- ・公正、公平な立場でこの条例を守り、町民の視点に立って職務を行うように努めます。
- ・地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりの推進に努めます。
- ・責任を持って仕事を遂行し、必要な知識や技能の向上に努めます。

## 第6章 行政運営（第15条～第25条）

町民が主体の行政運営を進めるための基本的な考え方について定めています。

### 第15条 行政組織

社会や経済情勢、政策課題の変化に柔軟に対応し、適切にサービスが提供できるよう効率的で機能的な行政組織を編成します。



### 第16条 総合計画

まちづくりの将来目標を定めた「基本構想」とそれを具体化するための「実施計画」からなる総合計画を策定し、その計画に基づき政策を実施します。

### 第17条 行政評価

町の施策や事業について、見直し・点検を行なう「行政評価」を実施します。また、その結果を公表し、今後の施策、事業に反映させます。

### 第18条 財政運営

- ・中長期的な財政見通しのもと、総合計画や行政評価を踏まえて予算を編成し、効率的な行政運営により、健全な財政運営に努めます。
- ・毎年度の予算、決算等財政に関する事項を町民にわかりやすく公表します。

### 第19条 行政運営の効率化

「行財政改革大綱」を策定、公表し、行政改革を積極的に進めるとともに、その進捗状況を公表します。

### 第20条 説明責任

町の実施する施策、事業について、その内容やそれまでの過程を町民にわかりやすく説明します。

### 第21条 審議会等

まちづくりに関する重要な政策課題を審議するため、町民代表者で構成する「審議会」等を設置することができ、公募の委員を加えるよう努めます。

#### 第22条 安全なまちづくり

町は、災害等の緊急時における危機管理体制の整備に努め、町民は、防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。

#### 第23条 情報公開

町が保有する情報が町民と共有できる財産であることを認識し、わかりやすく公開・提供するよう努めます。

#### 第24条 個人情報の保護

個人情報の収集、利用、提供、管理について必要な措置を講じます。

#### 第25条 行政手続

町民の権利利益を保護するため、町民からの申請などに対する手続を適切かつ公正に行います。

### 第7章 議会（第26条～第27条）

議会及び議員の守るべき役割と責務について定めています。

#### 第26条 議会の責務

- ・町の意思決定機関として、町民の意思が町政の運営に適切に反映されるよう活動します。
- ・町政運営が適切に行なわれているか、調査及び監視するとともに、議決した内容や過程を町民に分かりやすく明らかにします。

#### 第27条 議員の責務

議員は、この条例の基本理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。

### 第8章 連携と協力（第28条）

国、北海道及びその他の自治体との連携、協力などの原則を定めています。



#### 第28条 他自治体等との連携

- ・国や道、市町村と相互に連携を図りながら、まちづくりを推進します。
- ・地方公共団体が抱える共通の課題に対し、広域で連携・協力して取組むことにより、町民サービスの向上に努めます。

### 第9章 条例の見直し（第29条）

条例の実効性を確保するため、条例の見直しについて定めています。

#### 第29条 条例の見直し

- ・町と議会は、この条例が目的を達成するために有効に機能しているか絶えず点検を行い、必要な場合には見直しを行います。

# 和寒町自治基本条例

## 前文

私たちのまち和寒町は、名寄盆地の最南端、「塩狩峠」の麓に広がり、先人のたゆみない努力と英知の結集により、幾多の困難を乗り越え、豊かな郷土として今日の発展を築いてきました。

私たちは、これまで先人が守り育てた貴重な財産を次世代へ伝えるため、町民主体の元気なまちの実現に尽くしてきました。そして、21世紀を迎えた今、私たちは一体となって、住むことに誇りと希望を抱くことのできる「わっさむ」を目指していかなければなりません。

私たちは、町民主権の民主的なまちづくりを進めるため、自治の基本的な理念を掲げ、その理念を具体化する制度・原則を明らかにする最高規範として、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、和寒町における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定めることにより、個性豊かで活力ある自立した自治の実現を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、町内に事務所又は事業所を有する法人、町内で活動する団体をいいます。
- (2) 町 町長をはじめとするすべての執行機関をいいます。
- (3) 参画 町の政策や事業等の計画立案、実施及び評価等まちづくりの過程に、町民が主体的にかかわることをいいます。
- (4) 協働 私たちが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力し合うことをいいます。

### (基本理念)

第3条 私たちは、町民憲章の精神を尊重し、次に掲げることを基本理念として、地方自治の確立を目指します。

- (1) 私たちは、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によるまちづくりを進めます。
- (2) 私たちは、一人ひとりがまちづくりの主体であることを理解しあい、参画と協働によるまちづくりを進めます。
- (3) 私たちは、お互いの人権を尊重し、違いを認め合い、健康で豊かな心身を育み、安全・安心のまちづくりを進めます。

## 第2章 基本原則

### (情報の共有)

第4条 まちづくりに関する情報は、私たちがお互いに共有することを基本とします。

### (町民参画)

第5条 まちづくりは、その主体となる町民一人ひとりの参画により進めていくことを基本とします。

### (協働)

第6条 まちづくりは、それぞれの自主性を尊重し、お互いの特性を發揮しながら、協働により進めていくことを基本とします。

## 第3章 町民の権利と役割

### (町民の参画する権利)

第7条 町民は、まちづくりの主体として等しくまちづくりに参画する権利を有します。

### (町民の知る権利)

第8条 町民は、町が保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

### (町民の役割)

第9条 町民は、一人ひとりが役割を自覚し自ら進んで考え、お互いに意見を理解し尊重しあい、責任ある行動をとり、より活力ある地域社会づくりに努めます。

## 第4章 町民参画の推進

### (町民参画の推進)

- 第10条 町は、町民の様々な意向が町政に反映されるよう、町民参画の機会拡充に努め、その仕組みを整えます。
- 2 町は、それぞれの事案に応じて効果的な町民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

### (自治会活動やボランティア活動等の推進)

- 第11条 町民は、暮らしやすい地域社会を築くため、自治会活動やボランティア活動を自由な意思に基づいて形成し、積極的に参加するよう努めます。
- 2 町は、自治会活動やボランティア活動等の自主性及び自立性を尊重し、その活動に関わる施策を推進します。

### (町民投票)

- 第12条 町は、町政の重要な課題について、直接町民の意思を確認し、町政に反映させるため、町民投票を実施することができます。
- 2 町と町議会は、町民投票の結果を尊重します。

## 第5章 町の役割と責務

### (町長の責務)

第13条 町長は、町政の最高責任者として、町民の信託に応え、この条例を守り、公正かつ誠実に町政を執行し、まちづくりの推進に努めます。

### (職員の責務)

第14条 職員は、公正、公平な立場でこの条例を誠実に守り、町民の視点に立って職務を効果的に行うよう努めます。

- 職員は、自らも地域社会の一員であることに自覚を持ち、積極的にまちづくりの推進に努めます。
- 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能などの向上に努めます。

## 第6章 行政運営

### (行政組織)

第15条 町は、社会や経済の情勢及び政策課題の変化に柔軟に対応するため、町民にわかりやすく、機能的で効果的な組織を編成します。

### (総合計画)

- 第16条 町は、計画的な行政を運営するため、まちづくりの将来目標などを定めた基本構想と、これを具体化するための計画（以下「実施計画」という。）で構成する総合計画を策定します。
- 町は、総合計画を最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
  - 町は、総合計画のほかに特定分野ごとの計画の策定にあたっては、総合計画と整合性を図り、計画相互間の体系化に努めます。
  - 町は、社会や経済の情勢変化に弾力的に対応するため、第1項に規定する実施計画に盛り込まれた事業を毎年度見直しするとともに、効率的かつ効果的な事業の進行に努めます。
  - 町は総合計画の成果を把握するとともに評価を加え、適切な進行管理を行い、進捗状況を公表します。

### (行政評価)

- 第17条 町は、施策、事業が効率的かつ効果的に実施されているかどうかを点検するため、行政評価を実施します。
- 町は、行政評価の過程や結果を公表するとともに、これを町の施策、事業に反映します。

### (財政運営)

- 第18条 町は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政運営に努めます。
- 町は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する事項を町民にわかりやすく公表します。

### (行政運営の効率化)

- 第19条 町は、効率的かつ効果的に行政運営を行うため、行財政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に進めます。
- 町は、行財政改革大綱及びその進捗状況を公表します。

### (説明責任)

- 第20条 町は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、町の実施する施策、事業について、その内容及び意思決定の過程を町民にわかりやすく説明します。
- 町は、まちづくりに関する町民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応します。

### (審議会等)

- 第21条 町は、まちづくりに関する重要な政策課題を町民とともに解決するため、審議会等を設置することができます。
- 町は、審議会等の委員には、公募の委員を加えるよう努めます。
  - 審議会等の会議、資料、議事録は原則として公開します。

### (安全なまちづくり)

- 第22条 町は、町民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、災害等の緊急時における危機管理体制の整備に努めます。
- 町民は、お互いに助け合い行動できるよう、防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。

### (情報公開)

- 第23条 町は、保有する情報が町民と共有できる財産であることを認識し、積極的に公開し、かつわかりやすく提供するよう努めます。

### (個人情報の保護)

- 第24条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

### (行政手続)

- 第25条 町は、町民の権利利益を保護するため、町民からの申請に対する処分、不利益処分、行政指導などの行政手続きを公正に行います。

## 第7章 議会

### (議会の責務)

- 第26条 議会は、町の意味決定機関として、町民の意思が町政の運営に適切に反映されるよう活動します。
- 議会は、町政が適切かつ効果的に実施されているか調査及び監視するとともに、議決した内容及びその過程を町民にわかりやすく明らかにします。

### (議員の責務)

- 第27条 議員は、この条例の基本理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。

## 第8章 連携と協力

### (他自治体等との連携)

- 第28条 町は、共有する課題を解決するため、国、北海道その他の自治体と相互に連携を図りながら、広域的な視点に立ったまちづくりに努めます。
- 町は、広域連合や一部事務組合等を活用し、近隣の自治体との連携、協力を積極的に進め、効率的な行政運営と町民へのサービスの向上に努めます。

## 第9章 条例の見直し

### (条例の見直し)

- 第29条 町と議会は、この条例が目的を達成するために有効に機能しているかどうかについて絶えず点検を行い、必要な場合はこの条例を見直します。

# 和寒町民憲章

わたしたちは伸び  
ゆく和寒の町民  
であることに誇りと  
希望をもち、香り  
高い文化を育て  
明るく町づくりを  
つとめます

一まちを美し  
くまわりを  
守ってすみや  
社会をつ  
くりましょ

二心もからだも  
すこやかに  
こどもの恵みを  
のばすあなたが  
い家庭を  
つくりましょ

三みんな仲よく  
助けあひ、仕事  
に汗して、ゆたか  
な郷土をまぎま  
ぎましょ

平成22年2月

発行 和寒町

〒098-0192 上川郡和寒町字西町 120 番地

TEL (0165) 32 - 2421 FAX (0165) 32 - 4238

<http://www.town.wassamu.hokkaido.jp>

編集 総務課 まちづくり推進係